

資料3 利用者負担に関する配慮措置

定率負担の軽減（国制度）

- 高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
対象サービス：入所施設（20歳以上）（20歳未満）、グループホーム・ケアホーム
通所施設（事業）、ホームヘルプ
- 医療型個別減免（医療、食事療養費を合わせ上限額を設定）
対象サービス：医療型（療養介護）施設（入所）
- 事業主の負担による就労継続支援 A 型事業（雇成型）の減免措置
対象サービス：通所施設（事業）の就労継続支援 A 型事業（雇成型）
- 生活保護への移行防止（負担上限月額を下げる。）
対象サービス：入所施設（20歳以上）（20歳未満）、グループホーム・ケアホーム
通所施設（事業）、ホームヘルプ、医療型（療養介護）施設（入所）

食費・光熱水費（国制度）

- 補足給付（食費・高熱水費など利用料に含まれない経費を収入に応じて補助）
対象サービス：入所施設利用者（20歳以上）（20歳未満）
- 補足給付（家賃の一部を収入に応じて補助）
対象サービス：グループホーム・ケアホーム利用者
- 食費の一部補助（食費のうち人件費に当たる分を補助）
対象サービス：通所施設（事業）利用者（グループホーム・ケアホーム利用の通所者も含む）

墨田区による利用者負担の軽減策

| | |
|---|--|
| 1 | 食費負担額の引き下げ (1) 概要 区内法内通所施設利用者に対して、食費の利用者負担額を軽減する。 (2) 対象 生活保護世帯・区民税非課税世帯：230円（食事提供加算算定事業所のみ） 区民税課税世帯（所得割16万円以上）：370円（本人負担額） |
| 2 | 自立支援給付の定率負担率の引き下げ (1) 概要 居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者包括支を利用する低所得者に対して、10%の定率負担を5%とする。 (2) 対象 所得税非課税世帯の障害者（①を除く） : 5% |
| 3 | 児童デイサービスの定率負担の全額軽減 (1) 概要 児童デイサービス利用者に対して、10%の定率負担を全額軽減する。 (2) 対象 全利用者 |
| 4 | 地域生活支援事業の定率負担率の引き下げ (1) 概要 地域生活支援事業の移動支援事業・日常生活用具給付等給付事業・日中一時支援事業を利用する低所得者に対して、10%の定率負担を5%・0%とする。 (2) 対象 区民税課税世帯の障害者 : 5% 区民税非課税世帯の障害者 : 0% |

※墨田区の軽減策については、国等の軽減措置の継続期間において実施する予定です。